

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年6月5日

世田谷区

### 1. 業務の概要

#### (1) 契約予定件名

「世田谷区土地利用現況調査分析及び冊子作成業務委託」

#### (2) 目的

区では平成23年度に、都市計画法第6条第1項の規定に基づく都市計画基礎調査の一環として、区内全域の土地利用及び建物現況について土地利用現況調査を実施した。本業務は、土地利用現況調査の結果を分析・集計を行い、さまざまな角度から現況を捉え世田谷の土地利用の特性や課題を把握し、分析結果をわかりやすく示した区民向けの冊子を作成することを目的とする。

#### (3) 業務の内容

平成23年度土地利用現況調査データ、国勢調査等をもとに世田谷区の概要や土地利用等について、分析項目の企画提案をし、経年変化や地域ごとの特性等が比較できるような分析・集計を行う。

分析結果について、文章を作成して図表や写真等用いて編集し、冊子「世田谷の土地利用2012」を作成する。冊子の企画・編集に際しては、誰もが容易に理解できる基本的な内容と職員や学生が調査研究で活用する詳細な内容など、表現方法やデザイン、レイアウトを工夫して行う(冊子は、500部、A4版、フルカラー、80ページ程度、表紙ビニールコーティング、無線綴じを予定)。

#### (4) 履行期間 契約の日から平成25年2月28日まで

### 2. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。

(3) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。

(4) 平成14年度以降に東京都及び都内区市町村、または東京都近郊の政令指定都市において、同種又は類似業務を行った実績を有すること。

「同種業務」: 東京都又は東京23区いずれかの自治体から受託した土地利用現況調査の分析及び冊子作成業務

「同類業務」: 都内区市又は東京都近郊の政令指定都市の自治体から受託した都市計画基礎調査(都市計画法第6条における基礎調査)の分析及び冊子作成業務

#### (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行なう。資格確認ができた者には、プロポーザル招請通知を送付する。

### 4. 提案書を特定するための評価基準

#### (1) 一次審査(書類審査)

- ・企業実績
- ・予定技術者実績
- ・業務実施体制

- ・業務実施方針（ 業務内容の理解度、 工程計画の妥当性 ）
- ・過去の成果品
- ・特定テーマに対する提案（ 的確性、 実現性、 独創性 ）
- ・資料作成能力

( 2 ) 二次審査

- ・ヒアリングによる説明、質疑応答

5 . 手続き等

( 1 ) 担当部署

世田谷区都市整備部都市計画課都市計画担当 圓福・永田・佐藤

窓口 第一庁舎4階44番窓口

住所 〒154 - 8504

世田谷区世田谷4 - 21 - 27

電話 03 ( 5432 ) 2455

FAX 03 ( 5432 ) 3023

( 2 ) 説明書の交付期間、場所

交付期間

平成24年6月5日(火)から平成24年6月18日(月)まで  
土日祝日を除く8時30分から17時まで

交付場所

世田谷区都市整備部都市計画課(第一庁舎4階44番)窓口にて配布及び世田谷区ホームページに掲載

HP [世田谷区トップページ](#) [まちと住まい](#) [おしらせ](#)

( 3 ) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

提出期限

平成24年6月18日(月)17時まで(厳守)

提出場所

( 1 ) に同じ

方法

持参又は郵送

( 4 ) 提案書の提出期限、提出先及び方法

提出期限

平成24年7月20日(金)17時まで(厳守)

提出先

( 1 ) に同じ

提出方法

持参又は郵送

6 . その他

( 1 ) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

( 2 ) 契約保証金：免除

( 3 ) 契約書作成の要否：要

( 4 ) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

( 5 ) 関連情報を入手するための照会窓口：5 ( 1 ) に同じ

( 6 ) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

( 7 ) 詳細は説明書による。